



空家等の利活用の促進に関する協定書



大分市

大分県宅地建物取引業協会

全日本不動産協会大分県本部



大分市（以下「甲」という。）と一般社団法人大分県宅地建物取引業協会（以下「乙」という。）及び公益社団法人全日本不動産協会大分県本部（以下「丙」という。）は、大分市における空家等の利活用を促進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙及び丙が連携・協力して市内の空家等の市場への流通促進を図ることにより、空家等の発生の防止及び利活用を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、各号に掲げる用語の意義は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」（平成26年法律第127号）に規定されるもののほか、当該各号に定めるところによる。

- （1）所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。
- （2）利用希望者 空家等の取得又は賃貸等による利用を希望する者をいう。
- （3）大分市住み替え情報バンク 市内の空家、空地等の売却や賃貸を希望する所有者等から寄せられた物件を紹介し、利用希望者に情報を提供するシステムをいう。

（連携事業）

第3条 甲、乙及び丙は、連携・協力して、次の各号に掲げる事業を行う。

- （1）所有者等に対する空家等の相談に関する事業
- （2）空家等の売却、賃貸その他市場への流通促進に関する事業
- （3）利用希望者に対する空家等の取得又は賃貸等の相談に関する事業
- （4）空家等の利活用を促進するための調査・研究に関する事業

（甲の行う業務）

第4条 甲は、所有者等からの承諾を得て、空家等の市場への流通に関し必要となる情報を乙及び丙に提供するものとする。なお、情報提供の方法は別途定めるものとする。

- 2 甲は、利用希望者からの相談を受け、空家等の取得又は賃貸等に関し必要となる情報を乙及び丙に求めるものとする。

(乙及び丙の行う業務)

第5条 乙及び丙は、前条第1項の規定により甲から情報提供された空家等所有者等の意向に基づき、空家等の市場への流通に努めるものとする。

2 乙及び丙は、市場への流通に際し「大分市住み替え情報バンク」を活用するものとする。

3 乙及び丙は、前条第2項の規定により甲から求められた利用希望者の空家等の取得又は賃貸に関し必要となる情報を、甲に提供するものとする。

4 乙及び丙は、空家等の利活用を促進するための調査・研究をし、その結果を甲に報告するものとする。

(金銭の授受)

第6条 甲、乙及び丙における第3条、第4条、第5条に規定する事業及び業務については、無償で行うものとする。

(秘密の保持)

第7条 この協定に基づく事業に携わる者は、この協定に基づく業務の履行に際して知り得た情報を他に知らせ、又は不当に使用してはならない。

(個人情報の取扱い)

第8条 甲、乙及び丙は、前条に定めるところによるほか、「大分市個人情報保護条例」(平成14年12月17日大分市条例第36号)その他個人情報の保護に関する各種法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うものとする。

2 法人の情報については、前項の個人情報に準じて、適正に取り扱うものとする。

(苦情の処理)

第9条 この協定に基づく業務の履行に際して苦情等が発生したときは、それぞれの責任において、すみやかに解決を図るものとする。

(協定の期間)

第10条 本協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲、乙及び丙から書面による協定解除の申し出がない限り、その効力は持続するものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ各一通を保有する。

平成30年10月 4日

甲

所在地 大分県大分市荷揚町2番31号
名称 大分市
代表者 大分市長

佐藤樹一郎



乙

所在地 大分県大分市顕徳町2丁目4番15号
名称 一般社団法人 大分県宅地建物取引業協会
代表者 会長

伊本善清



丙

所在地 大分県大分市新町19番1号
名称 公益社団法人 全日本不動産協会大分県本部
代表者 本部長

石田宣明



